

【 乾 燥 割 引 契 約 】

(選 択 約 款)

2018年4月1日実施

入間ガス株式会社

目次

1. 目的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 早収料金	3
7. 精算	3
8. 解約	3
9. 料金の支払方法	3
10. その他	4
付則	5
(別表)	6

1. 目的

この選択約款【乾燥割引契約】(以下「この選択約款」といいます。)は、家庭用で乾燥機器・給湯機器・厨房機器のすべてをご利用いただいているお客さま向けに、ガスの料金(以下「料金」といいます。)その他の供給条件を定めたものです。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合は、原則として、料金にかかわる条件は変更後、最初の定例検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款によるものとし、(3)および(4)に従ってお客さまにお知らせします。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、(4)に定める場合を除き、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更の場合、その他ガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「乾燥割引契約」(以下「本契約」といいます。)とは、この選択約款に基づきお客さまと当社との間で締結する契約をいいます。
- (2) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する厨房用の機器をいいます。
- (3) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (4) 「乾燥機器」とは、浴室暖房乾燥機器および衣類乾燥機器をいいます。
- (5) 「浴室暖房乾燥機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、浴室の暖房および乾燥を行う機能を有する燃焼機器をいいます。

- (6) 「衣類乾燥機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、衣類の乾燥を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (7) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (8) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (9) 「住居部分」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有する部分をいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。

4. 適用条件

次の各号のすべてを満たすことをこの選択約款の適用条件といたします。

- ①乾燥機器を使用する需要であること。
- ②風呂に給湯機器を使用する需要であること。
- ③厨房機器を使用する需要であること。
- ④専用住宅または併用住宅の住居部分の需要であること。
- ⑤当社が①から④の条件が満たされているかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。
- ⑥お客さまが本契約を希望されること。

5. 契約の締結

- (1)この選択約款に関する契約は、お客さまが当社の定める方法により申し込みをさせていただき、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。(以下、当社が申し込みを承諾した日を「契約成立日」といいます。)
- (2)契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、契約成立日後、最初の定例検針日の翌日を契約開始日といたします。なお契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日(以下「使用開始日」といいます。)に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。
 - ②契約期間は、契約開始日からその翌日以降最初に到来する12月の定例検針日までといたします。
 - ③契約期間満了時以前に当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日から翌年12月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降これにならうものといたします。
- (3)当社は、本契約の契約期間満了前に解約または他の契約(一般ガス供給約款もしくは他の選択約款もしくは他ガス小売事業者の定める契約)に定める料金への変更をしたお客さまが、

再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約(一般ガス供給約款もしくは他の選択約款もしくは他ガス小売事業者の定める契約)への変更を申し込みされた場合は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 早収料金

当社は、以下の方法により早収料金を算定いたします。

- (1) 早収料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金は、一般ガス供給約款の別表第4(適用する料金表)を適用して算定いたします。
- (3) 割引額は、割引前料金に別表料金表(1)に定める割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数は切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が別表料金表(2)に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

7. 精算

4(適用条件)の条件を満たさないでガスをご使用の場合は、当社は条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)の翌日までさかのぼって精算させていただきます。この場合の精算額は、一般ガス供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

8. 解約

- (1) お客さまは、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、その場合は、本契約を解約したものとみなします。
- (2) (1)に基づく解約日は、4(適用条件)に定める適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日(当該日が定例検針日と同日の場合はその日)といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了後または契約解約後は、一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

9. 料金の支払方法

料金は、原則として口座振替またはクレジットカード払いのいずれかの方法により、一般ガス供給約款19(2)に規定する早収料金適用期間内にお支払いいただきます。なお、口座振替またはクレジットカード払い以外の方法でのお支払いが続く場合は、この選択約款に基づく契約を

解約することがあります。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2018年4月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、この選択約款の実施に伴い、2018年3月31日まで適用された選択約款【乾燥割引契約】に基づく契約を締結しているお客さまは、9. 料金の支払方法を適用除外といたします。

(別表)

料金表

(1) 割引率

割引率	5%
-----	----

(2) 割引上限額(消費税等相当額を含みます。)

割引上限額 (1か月につき)	1,080.00円
-------------------	-----------